

寄附金の寄附金控除について

当協会への寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、確定申告により、下記の税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは最寄りの税務署にお問合せください。

◆ 個人の方の場合

所得税について、「税額控除」か「所得控除」、いずれかをお選びになれます。

★「税額控除」⇒ 税額を計算したのち税金から直接差し引き

税額控除額（※1）＝（年間寄附金合計額（※2）－2,000円）×40%

★「所得控除」⇒ 税額を計算している途中で差し引き

所得控除額＝年間寄附金合計額（※2）－2,000円

（※1）限度は所得税額の25%相当額

（※2）限度は年間総所得金額の40%相当額

※確定申告の際に、当協会の領収証を添付のうえ、申告してください。

◆ 法人の場合

法人税について、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金に算入できます。

★特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金 算入限度額

＝（所得の金額 × 6.25% + 資本金等の額 × 0.375%）× 1/2

上記限度額を超えた分は、一般の寄附金に係る損金算入限度額に算入できます。

★一般の寄附金に係る損金 算入限度額

＝（所得の金額 × 2.5% + 資本金等の額 × 0.25%）× 1/4

参考 URL

公益法人 information 「公益法人をめぐる寄附税制と法人課税」

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zeisei.html

国税庁 「一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)」

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

東京都主税局 「個人住民税の寄附金税額控除」

http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju.html#kiu_8